

特定中小会社が発行した株式の
取得に要した金額等の控除の明細書

【令和___年分】

整理番号

住所 (前住所)	()			フリガナ 氏名	
電話番号 (連絡先)	職業			関与税理士名 (電話)	()

1 適用する特例の選択

- 措置法第37条の13第1項第___号___（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）
- 措置法第37条の13の2第1項（設立特定株式の取得に要した金額の控除等）
- 措置法第41条の18の4第1項第___号（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）
- 旧震災特例法第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される旧措置法第41条の19

2 その年中の株式の異動の状況

【銘柄：】

① その年中の払込みによる取得の状況		② その年中の譲渡又は贈与による異動の状況	
年月日	株数	年月日	株数
・・	株	・・	株
・・		・・	
・・		・・	
・・		・・	
・・		・・	
合計	3①欄へ 株	合計	3②欄へ 株

3 控除対象特定株式の取得に要した金額の計算

① その年中に払込みにより取得をした特定株式の数	株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定株式と同一銘柄株式の数	株
③ 控除対象特定株式の数 (①-②)	(マイナスの場合は0と書いてください。) 株
④ ①の特定株式の取得に要した金額※ ¹	円
⑤ 控除対象特定株式の取得に要した金額 ((④/①) × ③) (適用対象額※ ²)	円

※1 ④の金額には、一定の新株予約権の取得に要した金額を含みます。詳しくは、裏面の3(2)をご覧ください。

2 ⑤の金額（適用対象額）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次のように転記します。

(1) 措置法第37条の13第1項又は第37条の13の2第1項の規定を適用する場合

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額等の控除」欄に記載します（同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に控除します。）。

なお、控除対象特定株式の銘柄が複数ある場合等には、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書（付表）」を作成する必要があります。詳しくは、裏面の（注）をご覧ください。

(2) 措置法第41条の18の4の規定を適用する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により旧措置法第41条の19を適用する場合を含みます。）

「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に転記します。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある場合は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。

作成要領等

- この明細書は、次の特例の適用を受ける場合に、その適用に係る株式の銘柄ごとに作成します。
- A 措置法第37条の13第1項（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）
- B 措置法第37条の13の2第1項（設立特定株式の取得に要した金額の控除等）
- C 措置法第41条の18の4第1項（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）*
- * 旧震災特例法（令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をいいます。）第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される令和5年改正前の旧措置法第41条の19を含みます。

1 「1 適用する特例の選択」欄

適用を受ける特例の□に☑してください。

なお、「措置法第37条の13第1項」又は「措置法第41条の18の4第1項」を選択する場合は、下線部に該当する号数（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第37条の13第1項第2号に該当する場合は、同号イ又はロのいずれに該当するかの別を含みます。）を記載してください。

2 「2 その年中の株式の異動の状況」欄*

- (1) 「① その年中の払込みによる取得の状況」欄には、その年中に払込みにより取得をした特定株式（Bの特例の適用を受ける場合には設立特定株式をいい、Cの特例の適用を受ける場合には特定新規株式をいいます。②において単に「特定株式」といいます。）の数等を記載してください。
- (2) 「② その年中の譲渡又は贈与による異動の状況」欄には、その年中に譲渡又は贈与^{※2}をした同一銘柄株式（特定株式及びその特定株式と同一銘柄の他の株式をいいます。以下同じです。）の数等をそれぞれ記載してください。
- *1 発行会社から交付された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄を記載する必要はありません。
- 2 この場合における「譲渡又は贈与」には、特定株式の払込みによる取得の日以前に行われたその年中の同一銘柄株式の譲渡又は贈与も含まれます。

3 「3 控除対象特定株式の取得に要した金額の計算」欄

- (1) ①から⑤までの算式に基づき、控除対象特定株式（Bの特例の適用を受ける場合には控除対象設立特定株式をいい、Cの特例の適用を受ける場合には控除対象特定新規株式をいいます。）の取得に要した金額を計算します。
- (2) ④の金額に含まれる「一定の新株予約権」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる新株予約権（令和6年4月1日以後に取得をしたものに限ります。）をいいます。
- イ 次の新株予約権の行使により取得をした特定株式についてAの特例の適用を受ける場合（イ）又は（ロ）に掲げる新株予約権
- （イ） 中小企業等経営強化法第6条に規定する特定新規中小企業者に該当する特定中小会社に対する払込み（新株予約権の発行に際してするものに限ります。以下この(2)において同じです。）により取得をした新株予約権
- （ロ） 内国法人のうちその設立の日以後10年を経過していない一定の株式会社に該当する特定中小会社に対する払込みにより取得をした新株予約権（一定の投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約に従って取得をしたものに限ります。）
- ロ 次の新株予約権の行使により取得をした特定新規株式についてCの特例の適用を受ける場合（イ）又は（ロ）に掲げる新株予約権
- （イ） 中小企業等経営強化法第6条に規定する特定新規中小企業者で、その設立の日以後の期間が1年未満の一定の株式会社に該当する特定新規中小会社に対する払込みにより取得をした新株予約権
- （ロ） 内国法人のうちその設立の日以後5年を経過していない一定の株式会社に該当する特定新規中小会社に対する払込みにより取得をした新株予約権（一定の投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約に従って取得をしたものに限ります。）

(注) A又はBの特例の適用について、次の1から3までのいずれかに該当する場合には、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書（付表）」を作成し、この明細書と一緒に提出してください。

- 1 Aの特例の適用を受ける場合において、控除対象特定株式の銘柄が複数あるとき（複数ある銘柄の全てが特例控除対象特定株式^{*}に該当し、その適用を受ける金額が20億円以下の場合を除きます。）
- 2 Aの特例の適用を受ける場合において、その適用を受ける金額のうち特例控除対象特定株式^{*}に係る部分が20億円を超えるとき
- 3 Bの特例の適用を受ける場合において、その適用を受ける金額が20億円を超えるとき
- * 「特例控除対象特定株式」とは、措置法第37条の13第1項第1号又は第2号に掲げる株式会社でその設立の日以後の期間が5年未満の株式会社であることその他の要件を満たすものにより発行される一定の株式をいいます。